

## 意見書案第14号

### 後期高齢者医療制度を即時廃止し、国庫負担の抜本的増額を求める意見書

政府は、「後期高齢者医療制度」の廃止を先送りする代わりに、「新制度に移行する前の段階で、いまの後期高齢者医療制度が抱える問題を極力解消していく」とし、「後期高齢者」の人口比率の上昇による値上げ分（2.6%）については、国庫補助をおこなう旨を自治体に通知しました。ところが、その後に出された厚労省の通達では、①各広域連合の剰余金の活用、②都道府県に設題されている「財政安定化基金」の取り崩し、③都道府県・市町村の法定外財源の繰り入れなどで自治体の自助努力による保険料値上げ抑制の方向でした。

高齢者医療制度改革会議の「中間取りまとめ」は、「新たな制度の基本骨格」として制度の基本的枠組みを示しています。「あらたな制度」では、サラリーマンである高齢者と被扶養者210万人は被用者保険に、これら以外の、地域で生活している1,200万人の住民は国保に加入し、65歳（または75歳）以上の高齢者は都道府県単位、それ以外は市町村単位の財政運営とします。保険料については、高齢者の医療給付費の1割（相当）とし、保険料については、同一世帯の他の現役世代の保険料と合算し、世帯主が納付するとしています。医療の財政を別勘定にし、一定割合を高齢者負担にすれば、医療費が増えるにつれて高齢者の保険料が際限なく上がります。

こうした方向は、高齢者の健康や生活の実態とかけ離れたものです。都道府県の広域連合に一般財源はなく、負担軽減や住民サービスが困難です。高齢者に重い負担となっている現行制度は、高齢者医療に対する国庫負担が削減されてきたからにほかなりません。

よって、現行の後期高齢者医療制度はすみやかに廃止し、減らされ続けた国庫負担の抜本的増額を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月17日

上砂川町議会議長 堀内 哲夫

提出先 内閣総理大臣 厚生労働大臣 財務大臣